

## 項目内容について、「他市との違いのある箇所」及び「当市(案)の考え方」

(☆は特に検討を要すると思われる項目)

### ① 前文 「地域活力の向上の必要性」

第3次計画策定の趣旨にも「豊かで活力あるまちを持続していくために男女共同参画社会の実現が重要」と記載しているのと同様、記載すべきと考える。

### ② 基本理念

#### 「市民等の協働」

当市の最高規範である自治基本条例の基本原則に「協働の原則」があり、公共的課題の解決にあたっては市民等が協働して取り組むこととされている。また兵庫県条例にも同様の記載があることから、記載すべきと考える。

#### 「多様な選択の保障」

参考としている他市の中では姫路市のみに記載がある内容である。

“男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること”という内容である。

基本理念1つめの、「男女の人権の尊重」の中で、“男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること”という表現に同様の意図を含めることが可能と考えられるため、姫路市のような記載はしないこととする。

### ☆ ③ 市の責務

市の責務の記載については、市によってばらつきがある。条例全体として盛り込まれる内容はほぼ共通しているが、記載する位置について、「市の責務」に記載するのか、「基本的施策」で記載するのかの大きな違いがある。

当市案では、市の責務には大きな方向性を示す2点を記載（兵庫県条例と同様）し、より具体的な対策については基本的施策に記載することとしている。

市の責務：男女共同参画推進施策を総合的に策定、実施  
市民との協働、国・県等との連携

基本的施策：体制整備と財政上の措置

他の施策を実施する際の男女共同参画推進への配慮

なお、“模範となる率先した取組と職員の認識向上”については、姫路市のみが記載しているが、市自らが率先して取り組む姿勢を示すために記載することとする。

### ④ 事業者の責務

尼崎市では記載がないが、“職場における対等な参画機会の確保及び就業環境の整備”は、男女共同参画社会の推進にとって重要な内容であるため記載することとする。

### ☆ ⑤ 市民団体の責務

尼崎市では記載がないが、現在、市民団体は社会を担う重要な構成員であると考えられるため記載することとする。

### ☆ ⑥ 教育関係者の責務

尼崎市等では記載がないが、男女共同参画社会の実現に向けて教育が果たす役割は重要であると考えられるため記載することとする。

### ☆ ⑦ 性別による権利侵害の禁止

尼崎市では記載がなく、姫路市では“その他の性別の違いを背景とした権利侵害”という表現、川西市では“性同一性障害等についての人権侵害”という表現になっている。

性同一性障害等への人権侵害の禁止は重要なことであるが、男女共同参画社会を阻害する行為として記載する内容としては違和感があると考え、姫路市と同様の内容とする。

⑧ 男女共同参画計画 「市民の意見反映」

川西市では記載がないが、当市では第3次計画策定の際もパブリックコメントを実施しており、市民の意見反映は重要であると考えため記載することとする。

☆⑨ 施策策定にあたっての配慮、推進体制の整備

上記 ③市の責務 で記載した内容である。

⑩ 附属機関等への共同参画の機会確保

姫路市では“10分の4以上”という具体的な数値を記載しており、尼崎市では“均衡に配慮”という表現を使っている。具体的な数値は推進状況により変化するため計画で数値目標として定めることとし、条例では“均衡に配慮”という表現にすることとする。

⑪ 事業者等への支援

尼崎市に記載がある内容である。

必要な支援を行うことについては、「市民等に対する支援」に含めるものと考え、また調査への協力については、そういう状況も出てくるかもしれないが条例の条文として記載することまでは必要ないと判断する。

⑫ ワーク・ライフ・バランスの推進

姫路市では記載がないが、当市では第3次計画の基本目標の1つに掲げており、記載すべきと考える。

⑬ 防災及び減災の分野における施策の推進

川西市に記載のある内容である。当市でも第3次計画の基本目標にこの内容を含めており、記載すべきと考える。

⑭ 学校教育及び社会教育での推進

姫路市では責務の項で記載し、基本的施策としては記載がないが、教育の中での推進は施策の1つとして重要であると考え、記載することとする。

⑮ 市における男女共同参画機会の確保

尼崎市に記載のある内容である。市の職員についての限定的な内容であり、条例に記載する内容としてはなじまないと考える。なお、第3次計画の基本方針の中の1項目として記載されている。

⑯ 配偶者等からの暴力の防止等

前回からの修正箇所

尼崎市に記載のある内容である。暴力の防止(DV)については性別による権利侵害の禁止のところで記載しているが、配偶者等からの暴力の防止等を推進していく必要があり、市の他の条例で規定していないため、項目に追加する。

⑰ 推進員等

尼崎市に記載のある内容である。市の独自の取組であると思われるため、当市案では記載しない。

⑱ 苦情処理委員の設置

尼崎市に記載のある内容である。県下で条例のある9市町のうち、この委員をおいているのは神戸市と尼崎市の2市のみである。なお、尼崎市でも“必要に応じ処理委員の意見を聴く”となっており、当市案ではこの処理委員にかえて“審議会”の意見を聴く案とする。

⑲ 拠点施設

尼崎市では記載がないが、条例がめざす社会の実現にとって拠点施設は重要であり、明記すべきであると考え。(H31.10開設に向けて整備中であるが、センター設置条例は先行して制定予定)

⑳ 審議会の設置

現在は審議会設置条例が制定されているが、この条例の1条文として記載し、男女共同参画社会実現に向けた一連の取組の1つとして位置づける。